

地方交付税法等の一部を改正する法律

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の項中「第十二条第二項の」を「第十二条第三項の」に、「特殊教育諸学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十三条第四項の表地方交付税法の項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「特殊教育諸学校」を「及び特別支援学校」に改める。